府立産業技術総合研究所の設備機器の区分の明確化及び有効活用の必要性　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は大阪府から運営費交付金を受け取っている。運営費交付金については、大阪府の商工労働部が予算を作成し財政課に要求しているが、その詳細については研究所と協議の上作成されている。研究所では運営費交付金の交付対象として中期計画で以下のように定めている。  　　(1)　維持管理運営費（非収益分）  　　(2)　機器整備費（非収益分）  (3)　人件費（非収益分、平成24年度から平成27年度は一部収益分も含む）  (4)　法人化による新規経費等  　　(5)　退職手当  　　(6)　大規模改修費  　　上記(1)～(4)については「標準運営費交付金」、(5)、(6)については「特定運営費交付金」の対象となる。  ２　研究所は、大阪府内の産業、特に中小企業の振興を目的として設備機器を購入し、依頼試験、受託研究業務や中小企業に対する機器の開放などに利用している。研究所が購入する設備機器は、見積購入金額を利用料等の収入により何年間で回収することができるかにより収益性機器、非収益性機器に区分されており、非収益性機器の中には、研究業務のみに利用され、収入を生むことが予定されていない機器もある。これらの機器を購入する財源としては、大阪府からの運営費交付金、研究所の自己収入及び目的積立金などがあるが、運営費交付金は非収益性機器の購入のみに充当される。財源と機器の種類の関係は以下のとおりである。    また、平成25年度における主な購入機器は以下のとおりである。    ３　機器の収益性、非収益性の区分は、見積購入価格を年間利用料等収入で除すことにより計算される回収年が、７年から８年程度かどうかを目安として判断されるが明文化された規程等は存在しない。また、研究業務のみに利用される機器のうち、目的積立金を財源として平成25年度に取得した5,705,090円について、平成25年10月29日付で大阪府から指定を受け、地方独立行政法人会計基準第85で規定される特定の償却資産として会計処理をしている。但し、研究業務のみに利用される機器のなかで、特定の償却資産としての大阪府に指定を求める基準として、明確化された規程等は存在しない。  ４　研究所は、平成24年度に地方独立行政法人化され、従来にも増して自主的・自律的に組織運営を行い、収入の確保や財務の効率化が求められることとなった。ただし、研究所は収入の大部分を運営費交付金に依存する収入構造であり、平成25年度の収入合計2,660百万円のうち、自己収入は484百万円となっている。平成25年度の決算報告書は以下のとおりである。    ５　研究所では、平成23年６月より機器の稼働状況調査を実施している。調査対象は、「購入価格が100万円以上である主要な機器」であり、100万円未満の機器については稼働状況調査を実施していない。調査は毎月実施され、月次の調査結果は研究所の共有サーバーに格納され、全職員がいつでも閲覧できる状態になっている。稼働状況調査の結果は、各研究員が機器購入の際の参考や、機器の保守・修理の優先度判断などのために活用している。  稼働状況調査の結果、稼働時間が短いものも散見される。このうち平成23年度以後の購入機器については、経営会議などで活用方法の検討がされているが、それ以前の購入機器については経営会議などの課題として取り上げられておらず、今後の活用方法についての検討が行われていない。 | １　運営費交付金の対象は非収益性機器とされているが、収益性機器と非収益性機器を区分する明文化されたルールが存在せず曖昧な部分があり、回収年が区分の目安とされる７から８年を超えていても収益性機器と判断される場合もある。  また、回収年については、見積購入金額から補助金等を控除せず計算するとしているが、控除した上で計算している場合もあり、回収年の計算方法も不明確である。  さらに、研究業務のみに利用される機器を特定の償却資産として指定を求める基準として、明文化された規程等は存在せず不明確である。  ２　現状では、収益性機器、非収益性機器の区分は、見積購入金額を利用料等の収入により何年間で回収することができるかにより判断しているが、研究所はそもそも収益獲得を目的とするような法人ではなく、平成25年度の収入合計2,660百万円のうち、運営費交付金が2,147百万円、自己収入が484百万円と、大半を大阪府からの運営費交付金に依存している。  また、左図で示すように、運営費交付金のみ収益性機器の購入原資には充当できないという縛りをかけているものの、主として過年度の運営費交付金の剰余からなる目的積立金や非収益性も含む機器貸与料（自己収入）はあらゆる種類の機器購入の財源に充当できることとなっている。このことは、収益性・非収益性の区分が一貫した有用なものとなっていないことを示している。  ３　100万円未満の機器については稼働状況調査を実施しておらず、稼働率が低い機器の有無について把握できていない。  また、稼働状況調査の対象となる100万円以上の機器について、調査の結果、稼働率が低いものも散見されるが、平成22年度以前の購入機器については今後の活用方法についての検討が行われていない。 | 機器を収益性、非収益性に区分する基準を明確化されたい。また、機器を収益性、非収益性に区分をすること自体が適切かどうかも含めて、大阪府と協議の上検討されたい。  100万円未満の機器についても効率的な稼働状況調査の方法を検討し、保有資産の活用状況を把握されたい。  また、平成23年６月より実施されている稼働状況調査の対象となった機器のうち平成22年度以前の購入機器についても稼働率が低いものについては今後の活用方法を検討されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| ○　機器整備区分の明確化  ・　府との協議の結果、運営費交付金の算定上、機器整備区分は必要との結論に至った。  ・　機器整備区分については、内部の処理区分を「短期回収型」「一般型」と改め、年間利用料等による回収年を８年と明確化することを、研究所機器整備部会において決定した。  ○　機器の有効活用について  　・　100万円未満の機器に係る稼働状況については、固定資産実査時に機械毎の利用頻度調査により、稼働状況を把握した。今後も調査を行い、購入機器を有効利用するための資料としていく。  　・　平成23年６月より実施している稼働状況調査の対象となった機器のうち、平成22年度以前の購入機器については、個別に状況を調査し、その結果を平成27年５月開催の業務運営会議で報告し、今後の活用方策を定めた。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成26年12月８日から同月９日まで）